

若尾家の米穀販売の実態

—若尾財閥経営史研究序説—

齋

藤

康

彦

はじめに

本稿が分析の対象とする若尾家は、明治二〇年代以降から昭和前期にかけての時期、所謂「甲州財閥」の中核的位置を占め山梨県の産業金融界に君臨したが、昭和初年に襲った金融恐慌の波を被りあの大戸主若尾家は、例えば、その機関銀行たる若尾銀行・山梨貯蓄銀行の設立、第十銀行設立への参画、東京馬車鉄道株式会社・東京電灯株式会社への株式投資とその後の経営参画をはじめとする株式投資、あるいは銀行経営、企業経営への進出、更には、第一次世界大戦を契機とした戦争景気を背景とする企業勃興＝投資ブームによつて急激に簇生した企業群への積極的な参画を通して急速に「財閥」としての外観を整えていった。⁽¹⁾その過程において、これまでの地主経営、あるいは地方財閥を分析した先行研究の多くが指摘している様に、これらの設立資金、あるいは株式取得資金の多くの部分が所有耕地からの小作料収入によって充当されたであろうことは容易に

想像できる。⁽²⁾筆者は、若尾家が「財閥」にのし上がつていったのは寄生地主としての資力が背景にあつて初めて可能であったと考えている。⁽³⁾そこで、本稿では、「若尾財閥」の全生涯を、地主経営、銀行経営、企業経営のそれぞれの側面からトータルに解明しようとする筆者の若尾財閥研究の一環として、若尾家の地主経営の諸特質を検討した前稿「若尾家の地主的土地位の推移＝動向」⁽⁴⁾、「若尾家の地主経営の構造」⁽⁵⁾の分析結果を踏まえて、若尾家の米穀販売の実態とその特質を析出・把握するところに課題を設定したい。

ただ、これまで度々述べている様に大正七年（一九一八）夏の米騒動に際しての若尾邸焼き打ちと、昭和初年の若尾家の破綻に起因する資料の焼失、散逸に伴う資料的制約は複い難く、本稿が直接対象とする米穀販売について言えば僅かに残存する若尾地所部の『決算報告』と大正一〇年度『米穀元帳』によってその一端を把握するに止まり、又、分析検討の時期も極めて限られ全体として不十分さはまぬがれることは承知している。しかし、山梨県随一の大戸主たる若尾家の地主経営の分析も筆者によつて最近やつとその緒に付いたばかりであり、なお多くの側面からの個別分析を積み重

ねなければならない段階にある。⁷更に、山梨県における地主層による米穀販売の実態分析は松元宏氏の「根津家米穀販売の実態」⁸と中村政則氏の「広瀬家の『小作米の販売過程』」⁹のみであるという本県の米穀販売・流通研究の現状を考えるならば、本稿での若尾家の米穀販売の実態の分析検討は単に若尾財閥研究を深化させることのみに止まらない意義を有すると思われる。

一 若尾地所部の米穀販売状況

若尾家が小作料として取得した穀あるいは玄米をどのようにして販売・貨幣転化したのかと言うことを、明治と昭和初年に至る若尾家の全生涯を通して把握することは現在のところ資料的制約から不可能である。しかし、明治二六年以降は若尾家の全所有地の管理・運用機関として設立された若尾地所部の業務として行なわれたであろうことは、同部の『決算報告』から類推することは可能である。¹⁰ここでは残存する若尾地所部の各年の『決算報告』等によつて大正五年～昭和元年（一九一六～二六）の期間の若尾地所部の米穀販売状況の一端を明らかにしたい。

第一表は、『決算報告』の記載数値から作成した大正五年～昭和元年度の期間の若尾地所部の米穀販売状況の推移を示したものである。既に前稿で明らかになつた様に、若尾家は大正七年を画期として所有耕地の大量の売却を開始するのであり、第一表に示された大正五～六年段階は幸運にも若尾家の地主經營のピーク時を示しているといえる。同表によれば大正五年度の若尾地所部の米穀販売規模は、穀一三、四〇〇俵余、玄米三、八〇〇俵余でありその売却代金総額は一〇八、〇〇〇円余に達する。¹¹しかし、その後の販売量につ

（第1表）若尾地所部米穀売却状況

年度	穀		玄米		合計	
	俵	円	俵	円	円	
大正 5	13,467.55	82,989.25	3,809.00	25,180.69	108,169.94	100
	13,353.22	111,750.71	3,593.25	43,865.88	155,616.59	143.9
	13,187.22	180,099	3,754.25	58,745.90	238,844.90	221
	8					
	9	13,125	120,557.45	3,614.28	39,277	159,834.45
	10	10,643.43	127,985.05	2,918.39	42,315.16	170,300.21
	11	10,564.22	117,915.60	1,896.34	26,233.87	144,149.47
	12	8,200.19	97,071.90	1,341.20	20,307.89	117,379.79
大正 6	13	7,759.13	104,649.11	1,486.26	24,945.33	129,594.44
	14	7,096.42	91,856.08	1,247.27	19,453.80	111,309.88
	昭和 1	4,863.32	52,439.32	1,097.00	16,112.30	68,551.62
						63.4

いてみると、糀の場合は大正九年度までは一三〇、〇〇〇俵を維持していたが、一〇年に至り一〇〇、〇〇〇俵となり、俵台となり、それ以降、八、〇〇〇～七、〇〇〇俵を推移し昭和初年にはピーク時の大正五年の三六・一パーセントにまで減少する。又、玄米の場合も大正九年までは三、〇〇〇俵台を維持するが大正一一年段階でピーク時の半分以下

下、それ以後は更に減少し三分の一程度で推移し昭和初年には大正五年時の二八・八パーセントにまで減少するなど、ほぼ糲のそれと同様に推移するが、減少のベースは玄米が糲のそれを上回っている。この糲、玄米の販売量のはば一貫した減少は、前述の大正七年を画期とする耕地売却と連動したものと考えられる。

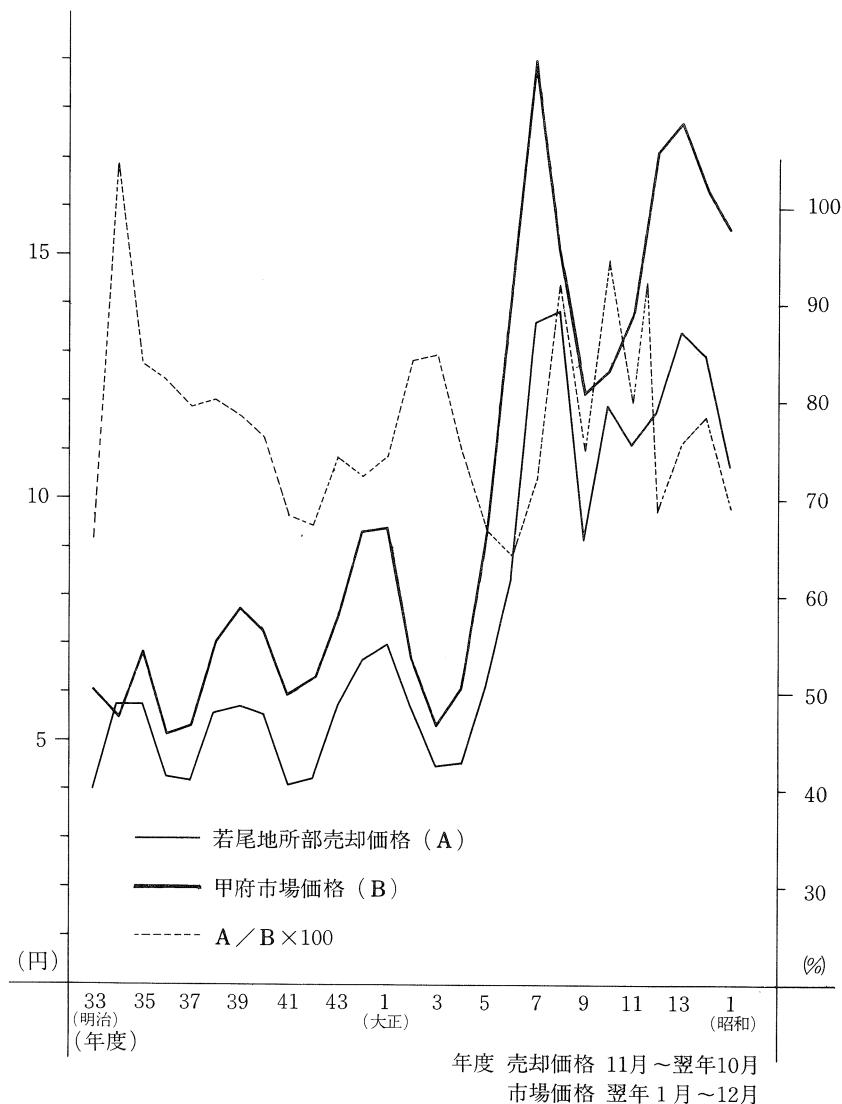
しかし、売却代金は、後に詳しく見る様に（第一図を参照のこと）大正五年以降に見られた米価の急騰に支えられて増加し続け大正七年には二四万円余のピークを形成し、以後販売米穀量の減少に伴い順次減少するものの大正一四年段階までは經營規模のピークと考えられる大正五年段階の水準を大きく上回っており、昭和初年に至り米価の下落もあって六八、〇〇〇円に激減するという様に販売量とはかなり異なった動きをする。この様な販売量と売却代金の異なる動きからも分かる様に小作料収取量の減少が、即、地主經營の弱体化へ後退に結果するわけない。このことは地主經營の基盤の安定度は小作人からの小作料収取ばかりでなく米価の高低＝米穀相場に大きく規定されていることを改めて示していると言える。更に、第一表で見るかぎり、若尾家の米穀売却額に占める糲と玄米の割合は、販売量の減少に関係なく常に売却額の七〇～八〇パーセントを糲が占める糲の比率が圧倒的に高く、前稿で明らかとなつた若尾家の耕地売却が収益性や地域性などを考慮したものでないことを改めて知ることができる。¹⁴⁾ 各年の販売量は、玄米の場合に収納量を若干上回った年もあるが、多くの年は収納量の九九・七パーセント以上であつてほぼ年度内に完売されたといつてよく、後に詳しく見るが年度を超えた売却は極めて少ない。

米穀販売は、地主が現物形態で収取した小作料収入を貨幣に転化

し地主的の土地所有を完結させる唯一の機会であることはいうまでもない。米価は、その年の収穫量、翌年の作柄予想、更には景気動向などの諸要因によつて激しく変動し、しばしば投機の対象となつたことは周知の事実に属する。この様ななかにあつて年々一万俵を超える大量の米穀を売却する若尾家にとって小作米の販売の成否、言い換れば、売却代金の多寡は地主經營の根幹に触れるばかりでなく、財閥經營の浮沈にもかかわる重大問題である。したがつて若尾家はいかに有利な価格で手持ちの小作米を売却するかに腐心するし、若尾地所部の機能の中心もここにあつたといつてよい。

第一図は、若尾地所部の「決算報告」に記録されている明治三十三年（一九〇〇）以降の若尾地所部の糲、玄米の一俵当たりの売却価格をもとにして作成した甲府市場における精米の平均価格と若尾地所部の糲売却価格の推移の比較図である。ただ売却価格と市場価格の平均値を求める期間に若干ずれがあることは留意しなければならないが、明治三九、四四、大正元、七、一三年の様な米価上昇のピーグ時には必ずしも連動していないが、ほぼ両者の動きはバラツルな関係にあり、若尾地所部の米穀売却価格は基本的に甲府市の米穀市場の動向に規定されていたといつてよいだろ。いま若尾地所部の売却価格を甲府市場価格で除して「売却米価水準率」を求めるところの開きは最大の大正六年の六四・四パーセントから最小の明治三四年の一〇四・四パーセントまでの間に分布し、全期間の平均値は七七・三パーセントである。しかし、年による変動も大きく、一年として前年と同水準にあつた年はなく、特に米価が急騰し、大きく変動を繰り返した大正四年以降におけるその上下動は激しい。特に「売却米価水準率」の低い大正一二、昭和元年度は、関東大震災

(第1図) 若尾地所部1俵当りの売却価格と甲府市場価格の比較



なることは
 なる結果と
 な影響を与
 る獲得に非
 常的利得の
 動が「投機
 の上下」
 ントの上
 この「売却
 と比較し
 尾家にと
 してある若
 作米を売却
 を超える小
 亂を背景と
 毎年一万俵
 経済界の混
 恐慌による
 なった金融
 接の原因と
 破綻する直

改めて言うまでもない。前述した松元論文によればこの販売価格（庭先値段）と甲府米穀市場の平均価格との間のほぼ連動した動きは山梨県第二位の巨大地主根津家の場合でも同様に看取できる。⁽¹⁶⁾このことは例えば、大正七年度の『決算報告』に「当部カ多數穀物ヲ有シ比較的高価ヲ以テ売却セシハ僥倖ナリ」と表現されている様に地主層が米穀市場の相場の動きを見極め可能な限り高米価で売却すること、「投機的利益」を獲得することができることを示している。事実、若尾地所部が米穀相場の動きに如何に細心の注意を払っていたかは、若尾地所部の『決算報告』の「米価ノ趨勢」の項に見られる克明な記述からも窺うことができる。ここで参考までに、大正七年（一九一八）七月末から九月初旬にかけての米価の暴騰に於いて若尾家も八月一五日に襲撃を受けた時期の前後を含む大正六年度の記述を多少長くなるが以下に引用したい。

全国ノ作況ハ前記（農作ノ状況：筆者）ノ如ク充分ナラス加ヘテ時局ノ影響ハ益々米価ヲ昂進セシメ収穫時期ニ際スルモ聊カ低落ノ商況ナリ反テ一層高価ノ取引行ハレタルヲ以テ当部ハ未タ徵収ニ先テ糀參千四百余俵ヲ売却セリ而シテ一般収穫后ニ至リ米価市場ノ形勢少シク沈静ナルモ須叟ニシテ回復シ四月頃迄ハ大ナル騰落ナク経過セシモ結局漸次騰貴ノ傾向ヲ示セリ故ニ当部収納穀物ハ漸次売却ノ方針ヲ取リ六月迄ニ於テ僅カ一ヶ月弱ノ残穀皆売却セリ然ルニ本年麦作ノ結果不良ト各地米穀供給不足ヲ唱へ生産地方ノ輸送常ニ渋滞シ市場ニ於ケル需用ノ過半モ充タス能ハス又反面我邦出兵問題モ惹起シ米価ハ騰貴ノ一方ニ傾キ殆ト停止ス可ラサル空前ノ活況ヲ持続セシヲ以テ政府ハ屢々米価調節ヲ

行ヒ來リシカ更ニ其急ヲ認メ暴利取締令ヲ発シテ定期市場ノ買賣リヲ防ギ或ハ正米市場ニ於ケル標準相場ヲ撤廃シ随意ニ売出ヲ促シ外米管理令ヲ発シテハ外米ヲ輸入廉価販売ヲ断行セシ等種々調節ヲ謀リ防壓ニ歎メシト雖モ結局何等ノ効果ナク奔騰シタルヲ以テ生活難ノ悲声ハ各地方ニ喧擾セラレ甚タ不穏ノ状勢ニ顧ミ最后ニ於テハ米穀収用令ヲ發布シ全国内玄米五石以上（自用ヲ除ク）ヲ所持スルモノヲ調査シ指定価格ヲ以テ収用ヲ行ヘリ当部ハ周囲ノ事情ヲ顧ミル所アリ売却残玄米ハ七月末ニ悉ク売却シタリ其后俄然奔騰シ一石実ニ四十七八円迄取引一時行ハレタリ斯ノ如キ未曾有ノ高価ヲ著ハシタルヲ以テ数年来貯蔵シ殆ト処分能ハサル古米モ陸続市場ニ著ハル、状況ナリ期末ニ至リテハ各地多クハ農作ヲ実現シ商況靜穩ニ帰シタルモ猶一石三十円内外ノ売買行ハレ而シテ収支計算ノ説明ハ各項目ニ於テス⁽¹⁷⁾付け加えるべきことは何もないが、若尾地所部としては全国の作況、麦作の結果、出兵問題、政府の米価調節策、米穀の輸送・供給状況等々実に細かく観察し、その動向を踏まえて、「収穫時期ニ際スルモ聊カ低落ノ商況ナリ反テ一層高価ノ取引行ハレタルヲ以テ当部ハ未タ徵収ニ先テ糀參千四百余俵ヲ売却セリ而シテ一般収穫后ニ至リ米価市場ノ形勢少シク沈静ナルモ須叟ニシテ回復シ四月頃迄ハ大ナル騰落ナク経過セシモ結局漸次騰貴ノ傾向ヲ示セリ故ニ当部収納穀物ハ漸次売却ノ方針ヲ取リ六月迄ニ於テ僅カ一ヶ月弱ノ残穀皆売却セリ然ルニ本年麦作ノ結果不良ト各地米穀供給不足ヲ唱へ生産地方ノ輸送常ニ渋滞シ市場ニ於ケル需用ノ過半モ充タス能ハス又反面我邦出兵問題モ惹起シ米価ハ騰貴ノ一方ニ傾キ殆ト停止ス可ラサル空前ノ活況ヲ持続セシヲ以テ政府ハ屢々米価調節ヲ

二 大正一〇年度の米穀販売状況

幸いなことに『三浦正弘家文書』には、僅かに大正一〇年度一年

分のみであるが若尾地所部の『米穀売帳』が残存している。以下、同帳簿によつて若尾地所部の米穀販売状況をより具体的に明らかにしていきたい。『米穀売帳』の検討に先立ち、参考までにその冒頭部分を以下に引用したい。

第壹号

大正十一年二月十八日売 中巨摩郡 松島村

中込岩太郎

全 年六月三十日限

八百九拾俵也

大正十一年度朝氣伊勢町収穀百石町若尾倉庫積置マ、

壳渡代金壹万五百貳円也 一一、八〇

内金千七百八拾円也受取

大正十一年八月五日 三〇〇

朝氣伊勢口

八月八日 三〇〇

朝氣伊勢口

八月七日 二九〇

朝氣伊勢口

八月八日 二九〇

朝氣伊勢口

(中略)

			九月十三日分	"
		"	十月三十日	十一月三十日
		"	一七八	三一〇
		"	七〇	〇〇
		"	延利受取	朝氣口
		"		三二一

右取引相済候也

引用部分によれば、中込岩太郎との取引内容は、先ず、大正一一年（一九二二）二月一八日に、甲府市百石町にあつた若尾倉庫に積み置かれた甲府市朝氣伊勢両町からの大正一〇年度分の収納穀八九〇俵を一俵当たり一円八〇銭、壳却代金総額一〇、五〇二円で、購入者中込岩太郎が代金を完済し穀を引き取る最終期日を六月三〇日とする売買契約が結ばれ、契約時内金として一、七八〇円が払い込まれた。その後、中込岩太郎は、八月五日に内金三〇〇円を払い込み三〇俵を受け取つたのを手始めに九月一六日迄に前後二八回に亘つて内金の納入と現物穀の受け取りを行ない契約穀俵員八九〇俵全部を引き取つた。中込岩太郎の場合で明らかであるが、契約時に取り決められた取引期限は殆ど守られることなく、取引完了時の延利金納入を前提として大幅に延長されることが多かつた。若尾地所部では実際の現物引き取りのつと納入された内金額と搬出された穀俵量を『米穀売帳』の中込岩太郎分の記入箇所に日を追つて記帳した。中込岩太郎との取引の場合、この間に若尾地所部に払い込まれた内金総計は契約時の一、七八〇円を含め一〇、六八〇円である。現物引き取りに際しての内金額は一俵当たり一〇円となつてゐるが、それは売却代金総額一〇、五〇二円から契約成立時に払い込まれた内金額一、七八〇円を差し引いた残額八、七二二円を八九

○俵で除して算出した金額九円八〇銭を目安としたと考えられる。その為、年度末の一〇月三〇日に至り若尾地所部は一俵当たり二〇銭宛の過入金に当たる一七八円を中込岩太郎に返却し、改めて契約時に決められた糲を引き取る最終期日である六月三〇日以降九月一六日迄の延利金として一二一円七〇銭を受け取り取引を終った。中込岩太郎に対する一俵当たり一一円八〇銭という売却価格は、

後に見る様に同年二月初旬の甲府の米穀相場の七九・七パーセントに相当し、第一図に示された各年の「売却米価水準率」の平均値の関係から言えば、若尾地所部としてはほぼ平年並の売却価格であったと言える。しかし、大正一一年という年は七月以降一〇月にかけて甲府米穀相場の米価が暴落した為に、第一図の大正一一〇年度の「売却米価水準率」は九四・五パーセントと著しく高く表現されているのである（この点については後に再び触れる）。

第二表は、『米穀売帳』の記載内容を再集計して作成した大正一〇年度における若尾地所部からの米穀買受人とその取引内容の一覧である。同表によれば大正一一〇年度の場合、若尾地所部は一四名の買受人に対して全ての糲、玄米を売却している。他の年度については不明であるが、大正一一〇年度の場合は、古米四俵を売却した古守庄吉や、祝村納入分のみの糲三三俵余を隣村の相興村の野沢葛吉に売却した場合の様に比較的小口取引も見られるが、この一方で、貢川村の長田教吉に売却糲全体の四一・八パーセントに当たる四、五二二俵を六万円余で売却したのを始めとして取引量が千俵を超えるケースが五件、売却金額が一万円を超えるケースが七件を数え全体的に見ると買受人との取引規模は大きい。特に、糲の場合は長田教吉、長田正三郎の二名に取引量の三分の二、売却金額の七割が、玄

米の場合は斎藤叶也、横森開作⁽²⁰⁾の両名に同じく各々の五七・三パーセントが集中しているなど特定の買受人への特化が進んでいる。この少人数の買受人に対する比較的規模の大きな売却と言う形態は大正期の根津家の米穀売却の場合でも同様に見られる⁽²¹⁾ことから該時期の山梨県の大地主の小作米売却形態として一般的なものと考えてよいだろう。

これまでのところ若尾家の資料から米穀の買受人の存在形態を具体的に明らかにすることは出来ない。しかし、各人の取引規模が大きいことと、その全てではないが昭和初年の『山梨人事興信録』によれば、坂本忠三郎は米穀肥料笛屋、長田正三郎は内外米穀問屋吉田屋商店、一条米蔵は水車業兼米穀商、更に五味義路は精穀業に従事していることが判明し、その多くは県内の米穀問屋ないし米穀商人と考えてよいだろう。

買受人の居住地から見た若尾地所部の米穀売却圏は甲府市と東八代、中巨摩、北巨摩の一市三郡に限られており、中でも中巨摩郡は糲、玄米ともに取引量、売却代金の双方において三分の二を占め高い集中度を示している。甲府市は糲のみの販売であるが、金額的には二七・八パーセントであって中巨摩郡に次いでおり、中巨摩郡と甲府市の売却額を合算すると売却金総額の九割を超える。これに対して、東八代、北巨摩両郡は売却額全体の僅かに〇・三、八・二パーセントを占めるにすぎず、その比重は著しく低いといわねばならない。又、東山梨郡と、基本的に甲府市の商圈に属する西山梨郡に対する売却がなされていないが、米穀の販売圏が若尾家の所有耕地の分布する範囲に限定されていることは注目してよい。売却は引用部分にある様に甲府市の百石町や朝日町にあつた若尾倉庫に一度搬

(第2表) 若尾地所部米穀販売 (大正10年度)

都市	町村	買受人	種類	俵員	金額	小作料納入町村名
				俵	円	
中巨摩	松島	中込岩太郎	糀	890	10,502	朝氣、伊勢町分
甲府	金手	坂本忠三郎	糀	1,266	14,654.25	里吉、石和、国玉、清田、相川 坂折、板垣、東光寺村分
中巨摩	松島	一条米蔵	糀	1,266	14,654.25	里吉、石和、国玉、清田、相川 坂折、板垣、東光寺村分
甲府	相生	長田正三郎	糀	2,632	32,327.45	山城、富士見、国母、住吉、西 条、常永、稻積、竜王、池田、 貢川、千塚、大宮村分
中巨摩	貢川	長田教吉	糀	4,522	61,200.25	竜王、池田、貢川、日川、岡部 甲連、玉幡村分
甲府	百石	辻頼母	糀	110	1,375	竜王、玉幡村分
中巨摩	松島	石水英作	糀	97	776	甲府分
東八代	古守庄吉		糀	* 4	28.30	大正9年納入分
北巨摩	相興	野沢萬吉	糀	33.425	437.35	祝村分
駒井	保坂勝次郎		玄米	220	2,700	中田村分
中巨摩	竜王	斎藤叶也	玄米	1,672	24,383.75	御影、田之岡村分
北巨摩	旭	横森開作	玄米			
中巨摩	源	小野保明	玄米	784	11,589.75	旭、大草、神山村分
		矢崎政吉	玄米	263	3,813.50	源、飯野村分
合計			糀	11,070.425		
			玄米	2,919	173,929.85	
中巨摩	西条	長谷川嘉兵衛	糀	145.55	1,341.60	西条村分、12月売却契約
中巨摩	西条	五味義路	糀	104	958.33	西条村分、12月売却契約

* 実際は6貫400目、1俵17貫で換算して約3.96俵。

入された後の場合もあるが、遠隔地において納入された小作糀米については、例えば、小野保明に売却したケースでは「旭大草村納旭村久保田武雄殿方積置ノ儘」、「神山納米全村立花範平殿方積置」とか、野沢葛吉に売却したケースでは「祝村納糀全人方積置分」とある様に收取した現物小作料は甲府の若尾倉庫に送られることなく現地での売却も行なわれた様である。特に玄米の場合は全て買受人の居住する村に隣接する諸村からの收取米の売却であり流通の範囲は著しく限定されていたと考えられる。特に玄米の売却された米穀のその後の流通、用途などについては不明であるが、引用した中込岩太郎との取引内容からも明らかな様に何回かに分けて行なわれた内金を払い込んでの現物糀、玄米の一回ごとの引き取り規模の構成を見た第三表からも分かるが、一回毎の引き取り規模も、例えば、糀の場合百俵を超えることは二・三パーセントに当たる一一件と少なく、五〇俵未満が九割を占めおり、特に二〇俵未満が四二・三パーントであつてその規模が著しく小さいこと、更には、玄米が收取した諸村と隣接する村

(第3表) 現物糀、玄米引き取り規模構成

1回当たり 引き取り規模	糀				玄米			
	件数	構成比	俵数	構成比	件数	構成比	俵数	構成比
250俵以上	1	%	302	%	件	%	俵	%
200 "	3		643		1		200	
150 "	2		352		5		550	
100俵以上	5		559					
小計	11	3.2	1,856	17.0	6	8.8	750	25.7
80俵以上	5		422					
60 "	9		598		3		207	
50俵以上	21		1,052		20		1,007	
小計	35	9.9	2,072	19.0	23	33.8	1,214	41.6
40俵以上	39		1,699		4		177	
30 "	76		2,355		13		428	
20 "	41		965		7		170	
10俵以上	128		1,862		14		178	
10俵未満	20		126		1		2	
小計	304	87.0	7,007	64.0	39	57.4	955	32.6
合計	350	100	10,935	100	68	100	2,919	100

『米穀売帳』の記載数値による。俵以下は切り捨てた。

へ売却されているなどの点から考えて、若尾家の売却した米穀が買受人の手によって更に県外へ移出されたとは考えにくく、米穀商の側で売却のめどが立った時に現物糀、玄米の引き取りが行なわれたのであって多くの部分は、甲府市や売却地周辺の飯米として消費されたと考えられる。ることは中村政則氏が明らかにした中巨摩郡藤田村の(22)○町歩地主広瀬家の米穀販売の場合と同様であり、若尾家も基本的には山梨県内の米穀流通圏内に留まつた存在であったと言えよう。さて、以上の検討を踏まえて更に若尾家の米穀販売の実態をより詳しく明らかにしていきたい。

第四表は大正一〇年度の若尾地所部の米穀取引勘定の内訳及び月別の現物引き取り状況の一覧である。同表によれば大正一〇年度の場合は、売却契約が成立した日(22)＝売却日は二月一八日から一二月二〇日迄の期間に亘っている。しかし、年度を超えた契約は一二月一二、二〇日に行なわれた二件で、糀取引量の二・三パーセント、金額にして僅か一・三パーセントに過ぎず殆どネグリジブルである。売買契約数は延二四を数え、例えば、中込岩太郎の様に一回きりの取引で終っている場合もあるが、長田教吉の四回を始めとして同じ買受人と何回かに亘つて売買契約を結んでいることが多い。しかも、売却した糀、玄米の品質については不明であるが、例えば、長田正三郎の様に五月九日の一二日には一円八五銭になり、更に同月二三日には一三円二〇銭になるなど、同一人であつても契約時期によつて

値引き金及び事由	引き取り時期								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月以降
円				638 6,380	252 2,520				
				161 1,898	221 2,619	160 1,247			
		26 286		182 1,954	341 3,676				
							717 7,170		
泥粒混入 92			50 525	107 1,103	188 2,110	298 2,685	74 669		
				274 2,794	199 2,159	476 4,623			
					737 7,628				
				1,320 15,182	562 6,484	315 3,599			
鼠害 48 米価暴落 91.30					950 11,448				2 18
鼠害 50.40					314 4,514	477 4,436			
						413 826	3,923		
	110		1,000	375					
					662 7,149	455 4,914			
					97 582				
					4 28				
							33 437		
								145 1,041	
									104 855
281.70	110	26 286	50 1,525	2,682 29,686	4,427 51,743	2,627 25,864	791 7,839	145 1,041	106 873
		200 2,400							
		260 3,185	297 3,638						
			120 1,560	167 2,123					
		130 1,755	25 337	960 12,961					
鼠害 38.56		246 3,344		100 1,325	50 675	** 95 1,384			
米価暴落 159			20 260			100 1,250	100 1,250		43 400
197.46		836 10,684	462 5,795	1,227 16,409	50 675	195 2,630	100 1,250		43 400
479.26		10,970	7,320	63,088	42,214	18,106	12,688	1,041	1,273

(第4表) 若尾地所部米穀販売時期分布(大正10年)

売却日	引き取り期限	買受人	種類	俵数	代金	契約時内金	延利金	返利金
2. 18	6. 30	中込 岩太郎	糀	890 俵	10,502 円	1,780 円	121.70 円	178 円
4. 8	8. 15	坂本 忠三郎	糀	549	6,588	823.50	49.81	
4. 8	8. 15	一条米蔵	糀	549	6,588	823.50	24.18	2.64
4. 13	8. 10	坂本 忠三郎	糀	717	8,066.25	896.25	163.75	
4. 13	8. 10	一条米蔵	糀	717	8,066.25	896.25	83.43	1.08
5. 9	8. 31	長田 正三郎	糀	940	10,998	1,410	77.45	3.40
6. 12	8. 31	長田 正三郎	糀	737	8,733.45	1,105.50	32.24	
6. 23	8. 31	長田 教吉	糀	2,197	28,011.75	2,746.25	17.09	
6. 23	8. 31	長田 正三郎	糀	955	12,606	1,000	68.18	
6. 30	8. 31	長田 教吉	糀	795	10,017	1,033.50	80	
7. 7	9. 30	長田 教吉	糀	413	5,245.10	495.60	12.06	
		辻 賴母	糀	110	1,375			
9. 8	10. 20	長田 教吉	糀	1,117	13,404	1,340.40		
9. 13	9. 25	石水 英作	糀	97	776	200		
9. 23		古守庄吉	糀	* 4	28.30			
10. 23		野沢 蔦吉	糀	33.425	437.35			
12. 12	12. 25	長谷川 嘉兵衛	糀	145.55	1,341.60	300		
12. 20	12. 25	五味 義路	糀	104.11	958.33	102.50	24.50	
小計				11,070.425	133,739.38	14,949.25	754.39	185.12
4. 25	5. 31	保坂 勝次郎	玄米	200	2,700	300		
5. 29	7. 15	斎藤 叶也	玄米	557	7,658.75	835.50	0.49	17.07
5. 31	7. 31	小野保明	玄米	290	4,118	435	7.69	0.47
6. 12	8. 31	斎藤 叶也	玄米	1,115	16,725	1,672.50		50.67
6. 12	9. 30	小野保明	玄米	494	7,471.75	747	4.38	61.00
6. 30	9. 30	矢崎政吉	玄米	263	3,813.50	394.50		
小計				2,919	42,485	4,383.50	12.56	129.21
合計				13,989.425	176,224	19,332	766.95	314.33

* = 実際は6貫400目。 ** = 記入漏れか。

上段は引き取り俵数

下段は納入内金額

一俵当たりの売却価格に差が存在することは若尾地所部の米穀販売を考える上で見逃せない（この点は後に詳論する）。

契約時内金は、辻頼母、吉守庄吉、野沢萬吉の三名を除き必ず納入しており、その売却代金に対する割合も長田正三郎の七・九パーセントから石水英作の二五・八パーセントの間に分布しているが、多くは一割前後であつて売却金額の多寡との間には必ずしも直接的な関係は見られず、その比率の高低は米穀商の「信用度」を表現しているものと考えられる。又、延利金は、契約時に決めた代金を完納し現物を引き取る最終期限までに取引を完了しない場合に課せられるペナルティであり、売買契約書に具体的な記述がないためハッキリしないが、根津家の場合は「百円ニ付日歩三錢四厘」であったことから若尾家の延利金もほぼ同額程度であったと考えよいだろ。

更に、第四表によれば、「泥糲混入」、「鼠害」を理由として値引きを行なつてゐるが、若尾地所部の大正五年の売買契約書には「万一拙者（買受人：筆者）ノ都合上期限後ニ至リ現品引取候故鼠害減穀其他損害等出来候共聊カ貴殿へ御迷惑相懸ケ申間敷」と明記されており、これは若尾家が米穀商に対して配慮したと考えられる。

これらの取引条件のうち契約時の内金納入と延利金は若尾家と米穀商の夫々にうまいものであった。即ち、米穀商にとって見れば、少額の元手でかなりの米穀を確保できる一方で、延利金の負担さえ覚悟すれば引き取り期限を超えて米穀市場の動きを見極めながらの取引を可能とし「投機的利益」の獲得の可能性を大きくしている点、これに対して若尾家にとつては、契約後に米価の急騰がある場合による「投機的利益」の獲得は望めなくなるが、早い時期に小作米の売却先が確保できることと、米穀相場の下落に伴う損失を

回避すると同時に「投機的利益」を獲得することができる点などが考えられる。従つて、若尾家と米穀商の「投機的利益」の獲得の成否は売買契約成立以後の甲府米穀市場の相場の動向如何によつて大きく左右されることになる。若尾地所部と米穀商は双方にとつて「利点」として機能する契約条件を駆使して互いに死力を尽して駆引を行なうのである。勿論、売却に当たつては糲、玄米の品質も大きなウエイトを占めることは言うまでもない。若尾家は前稿で見た様に小作米品評会、水稲競作田品評会などを開催し、その席上申し渡された注意事項に良質米の確保に努める若尾家の狙いを見て取れる。

一粒ニアリテハ粋掛又ナク一升ノ重量早稻ヲ二百五十五匁以上晩稻ヲ二百六十五匁以上又玄米ハ「アラ」又ハ碎米死米等ナク一升ノ重量三百八十匁以上ニ精選スルコト

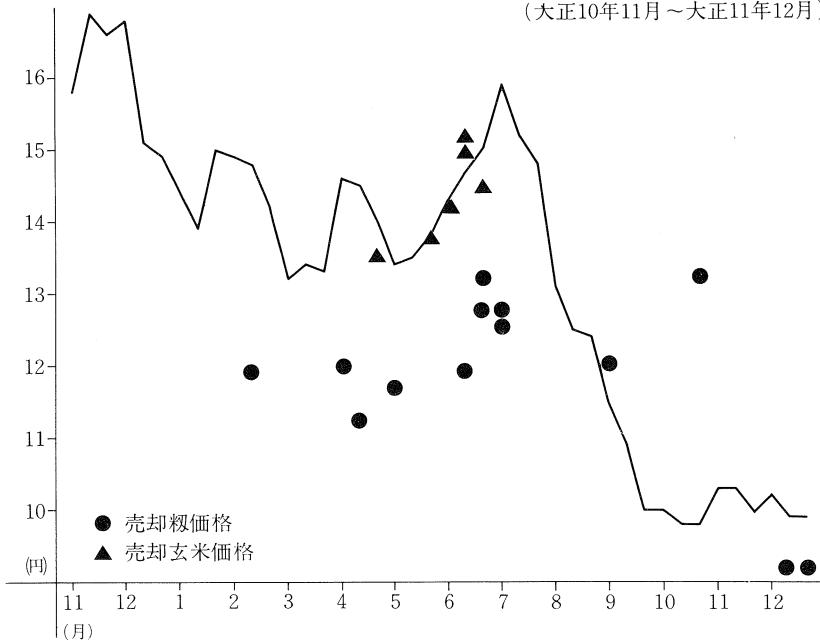
一納品ノ種類ハ可成一定シ二種以上ニ涉ラガルコト

一乾燥不良ナルモノハ品種調整俵装良好ナルモ擬賞セラルゝ望ミナキヲ以テ一層ノ注意ヲ要スルコト

若尾地所部と米穀商との間の契約時における一俵当たりの売却価格の動向を、甲府米穀市場の米穀相場との比較を通して更に検討したい。第二図は、大正一〇年一月五日から一〇日目ごとの甲府米穀市場の米相場の終値から作成した一俵当たりの市場価格の推移と若尾地所部の売却価格を同時に示したものである。同図によれば、大正一〇年度に当たる大正一〇年一月から翌一一年一〇月の期間は甲府米穀市場の米価に比較的大きな動きがあつた。年度当初、前年度のピークである一俵一六円台でスタートした米価は、一月下旬から二月中旬にかけて一時もち直すが、三月の一三円一〇銭に向け

(第2図) 甲府米穀相場の推移と若尾地所部の売却価格

(大正10年11月～大正11年12月)



注1) 1俵当たり価格

『山梨日日新聞』甲府米穀相場より

て下落を続け、その後四月初、中旬に若干上昇するが五月初旬に再び下落する。それ以降は上昇に転じ七月初旬には一五円九〇銭にまで回復し、ピークを形成したあと一転して暴落しはじめ九月下旬には一〇円にまで三七バーセントも一気に急降下する。この間の事情を『決算報告』は、次のように活写している。

前年ノ不作カ原因トナリテ米価ハ能ク高値ヲ保チ穀相場ハ本年二月ニ於テ十一、二円ヲ上下シ以采格別ノ変動ナカリシガ六月ニ至リテ稍活気ヲ呈ン上等穀ハ十三、四円ノ取引アリ定期米相場モ漸次昂騰シテ七月ニハ最高四十円廿九銭ヲ出現スルニ至リシカ植付以采ノ好順氣ニ早クモ大豊作ヲ予想シテ人気ハ急転シテ崩落ニ次クニ暴落アリ而シテ天候ハ飽迄好晴ヲ継続シケレハ本期末ニハ定期米相場実ニ二十四円八十銭ニ低落シ穀相場七円五十銭ヲ唱フルニ至レリ²⁸

一方、若尾地所部の売却価格は、玄米のそれは、六月下旬に若干下がるもの、四月二五日から六月一二日までの一か月半の間に売却価格が一三円五〇銭から一五円一二銭へと一貫して上昇し、その上昇率が一二ペーセントをマーカし、若尾地所部の売却価格と甲府米穀相場が連動していることを確実に看取できる。又、穀の場合は、若尾地所部の売却価格には何回かの上下動もあるが、二月～六月初旬段階より六月下旬段階の方が価格が明らかに上昇していると言える。その後、一〇月二三日の野沢萬吉への売却分については、その理由は不明であるが一三円二四銭と著しく

高いが、七月月中旬以降の米相場の急落に伴なって、九月八日の売却価格は一二円、同月一三日のそれは八円三銭、更に一二月に成立した売却契約では売却価格は九円二〇銭台に低下している。このように若尾地所部の売却価格は売却契約の締結時の米価水準に見あつたかたちでハッキリとした差が存在していることを見て取ることができる。言い換えれば、売却価格の推移を見るかぎり、若尾地所部では甲府の米穀市場の米相場の推移を見極め、その上昇分を売却価格に上乗せすることに成功しているのである。のことと、前述した同じ米穀商であっても契約を何回かに分けたことを考え合せると、米穀商の側でも一度に多額の契約時内金を用意できないという事情もあつたと考えられるが、売却を分割したことの意味は、もつと積極的に若尾地所部の側で少しでも米相場の動きを見極めて取引を行ないたいとする「意図」が存在したと推測できるのではないだろうか。

大正一〇年度の場合、買受人が内金を支払い実際に糲、玄米を引き取った、米穀商による現物の引き取りの期間は、売買契約が成立した期日の明示がなく「精米試験用、五月中渡シ」と注記のある乾燥機及び精米機の販売業者の辻頼母への売却糲二〇俵を含めて、長田正三郎への糲二俵、矢崎政吉への玄米四三俵を除き、年度内に売却契約が成立した分は五〇一月にその引き取りが全て完了している。しかし、現物の引き取りの時期を月別に分けて観察すると興味深い事実が浮び上がってくる。即ち、糲は、八月には全取引量の二四・二、九月には同じく四〇・四、一〇月には二三・七バーセントが搬出されており、この三ヵ月間に売却量全体の八八・三バーセントに当たる九、八三六俵が集中し、特に九月中の引き取り糲量の

集中が目立つて多い。これに對して、玄米は、糲より若干その時期が早く、六月に二八・六、七月に一五・八、八月に四二バーセントが搬出されこの六～八月の三ヵ月に売却量全体の八六・五バーセントに当たる二、五二五俵が集中しているなど糲、玄米共比較的短期間への集中傾向が見られる。端境期での引き取りであるとするならば八月、九月という時期は若干早いといわねばならない。大正一〇年度に限って言えばこの八～九月への引き取り時期の集中といふことはどの様な意味を有するのであらうか。

今のところこの疑問に直接答えてくれる資料はない。しかし、第二図で明らかとなつた米穀相場の動向を考えるならば、七月下旬以降の米相場の急激な下落に逢着した米穀商が、収穫後の農民層の手による売却米の急増に伴う先行きの米価暴落を予想して、値崩れによる損失を少しでも軽減するために急落八～九月に現物糲の引き取りを行なつた結果と推測できるだろう。換言すれば、大正一〇年度の場合端境期の最終段階として本来ならば米穀相場の上昇が期待できる八～一〇月期の予想だにしなかつた大幅な米価暴落は米穀商に対し大打撃を与えたのである。

この大正一〇年度の取引を若尾地所部の側から見ると、米穀相場の大暴落以前に手持ち米穀の大部分の売却契約を済ませていたことは、比較的高米価である時期に売買契約を結び、米穀商たちに暴落以後の低米価期に高米価期に決定された売買価格に基づいて算出された内金を納入させて米穀現物を引き取らせたことになる。若尾地所部は米穀売却のタイミングを誤らず、もしも、端境期の米穀相場の上昇を見込んで売り惜しんでいた場合に起つたであろう米相場の下落に伴う損失を回避できたのであり、結果的に「投機的利益」

は若尾家に帰したことになる。若尾地所部の『決算報告』は先に引用した部分に続けて次の様に述べている。

斯ル状態ナリシカバ県下大地主ノ多クハ先高ヲ見越シテ持米ヲ売惜ミツ、アル折柄北米加州米ハ極メテ安価ニ輸入セラレ内地米ニ混成シテ盛ニ販売セラレ米穀商ハ為メニ尠カラズ利益スル者アリテ地米ノ売行悪カリンカバ適當ノ処分機ヲ逸ンタル地主連モ多カリキ当部ハ此間ニ処シテ幸ニ大過ナク殆ド全部ノ持米ヲ崩落以前ニ売却シテ別表ノ如キ成績ヲ得タリ⁽²⁷⁾

若尾地所部としてはもろみ通りの売却ができたと手放して評価しているのである。しかも、大正一〇年度で見るかぎり、全部で七六六円九五銭に達する延利金は、米穀相場の激的な下落によってダメージを受けた米穀商にとって「ダブル・パンチ」として作用したのである。かかる事態に対しても、根津家の売買契約書には「低市価ノ場合在リトモ乙（米穀商：筆者）ハ本契約ヲ履行スベキモノトス」と明記され、契約の完全履行が義務付けられているが、若尾家の場合は、他の年度については不明であるが、大正一〇年度には、二五〇円三〇銭と売却代金総額に比して金額的には僅かな額ではあるが、長田正三郎、矢崎政吉の両名に對して「引取中相場暴落ニ付値引」として米価暴落を理由に値引きすら行なっていることからも、同年度における米相場の暴落が如何にすさまじいものであったかが分かること。

むすび

これまでの分析検討で明らかとなつた諸点を整理し一応の総括としたい。

一、明治三三〇昭和二年の動向から若尾地所部の売却価格は甲府米穀市場の価格の推移に規定されていたが、相場の変動は激しく小作米の有利な販売はかなり難しかった。

二、大正一〇年度の場合、一三名の米穀商と比較的大口の売却契約を結んだ。売却された米穀は主に飯米として消費され、売却の範囲は甲府市、中巨摩郡を中心とした若尾家の所有耕地の分布範囲に限られており、県外への移出はなかつたと考えられる。

三、売却契約は数回に分けられ、その時々の米相場の水準と売却価格はパラレルな関係にあり、若尾家は米穀市場の動向を見極めながら取引を行なおうとした。

四、若尾地所部は売却契約の成立時には契約時内金を取り、米穀商は現物を引き取るたびに内金を納入し、契約時に決められた引き取り期限を超えると延利金が課せられた。

五、大正一〇年度の場合は、七月中旬以降米相場の大暴落があり、米穀商は低米価期の八九月に現物を取り「投機的利益」は若尾家に帰した。

以上の分析結果を踏まえ、山梨県の米穀流通の中に若尾家を位置付けること、これが筆者の次の課題である。

注

（1）拙稿「昭和初年に於ける若尾一族の企業經營活動の実態」

（『甲府市史研究』、第二号、一九八五年）、萩原為次『素裸にした甲州財閥』（山梨民友新聞社、一九三三年）を参照のこと。

（2）地主制史研究、地方財閥史研究の成果は枚挙にいとまがな

いほどであるが、ここでは本稿との関連で、永原慶二他『日本地主制の構成と段階』（東大出版会、一九七二年）、大石

嘉一郎『近代日本における地主経営の展開』（御茶の水書房、一九八五年）、守田志郎『地主経済と地方資本』（御茶の水書房、一九七八年）、森川英正『地方財閥』（日本経済新聞社、一九八〇年）を上げるに止める。

（3）従来の地方財閥研究はその問題関心との関係から主に経営史的側面からアプローチしたものが多いたが、筆者としては地方財閥研究を戦前の日本資本主義発達史、就中、地域産業史の中に位置付けるためには日本資本主義の生成過程、とりわけ地方資本の資本形成と深い関連を有した地主制の問題を視野に入れなければならず、このためには地方財閥研究に地主制史研究の豊かな成果をもつと取り入れる必要を痛感している。

（4）『甲府市史研究』、第三号、（一九八六年）。

（5）『山梨大学教育学部研究報告』、第三七号、（一九八六年）。

（6）使用する資料は甲府市の『三浦正弘家文書』である。

（7）これまで『甲州財閥』に閲説した著作の多くは、一般的に「読み物」的性格が強く、史実の評価や叙述の点で疑問を挿む余地を残していると言わねばならない。

（8）、（9）永原他『前掲書』所収。

（10）甲府における正米取引所の開設は明治二七年（一八九四）のことであり、若尾地所部の設立もそれに対応した動きのひとつと考えられる。

（11）、（12）前掲拙稿「若尾家の地主的土地位の推移＝動向」、

三四〇三五頁を参照せよ。

（13）若尾地所部の玄米の売価格は畳のそれより一〇二割ほど高かった。

（14）中巨摩郡の西部地域と北巨摩郡が玄米納地帯であった。

（15）若尾地所部の年度は一月一日から翌年一〇月末日までである。これに対して、『山梨県統計書』は暦年である。

（16）永原他『前掲書』、一六九～一七一頁を参照せよ。

（17）若尾地所部大正六年年度『決算報告』。

（18）若尾地所部が如何なる売却方針を採っていたかは不明である。しかし、大正九年度の『決算報告』には平均売りを行なつたと記されていること、大正一〇年度の売却契約締結期日が二月から年度いっぱいに亘っていることなどから、冒険せず、基本的には平均売りをしていたと考えられる。

（19）若尾地所部大正六年年度『決算報告』。

（20）『米穀売帳』には連名で書かれているが両者の関係は不明である。

（21）永原他『前掲書』、一七六頁。

（22）永原他『前掲書』、三五五～五六頁。

（23）永原他『前掲書』、一七八頁。

（24）前掲拙稿「若尾家の地主経営の構造」を参照せよ。

（25）若尾地所部大正一〇年度『決算報告』。

（26）若尾地所部大正一〇年度『決算報告』。

（27）若尾地所部大正一〇年度『決算報告』。

（市史編さん専門委員）